

令和4年度

「連合の教育」の重点



相楽東部広域連合教育委員会

令和4年度「連合の教育」の重点

	< P >
I 「連合の教育」の基本方針	2
II " 基本理念	2
III " 施策推進の視点	3
IV " 年度別目標	4
V 広域連合の教員に求められる5つの力	4
VI 推進方策と取り組むべき項目	5
<学校教育の重点>	6
◇推進方策 1 豊かな学びの創造と確かな学力の育成	7
2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重	8
3 健やかな身体の育成	10
4 学びを支える教育環境の整備	11
5 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進	13
6 文化振興と文化財の保存・継承・活用	14
7 魅力ある学校づくりの推進	15
<社会教育の推進>	16
◇令和4年度の努力点	17
* 生涯学習の振興	18
* 家庭の教育力の向上	19
* 地域の教育力の向上	20
* 子どもへの支援の充実	21
* 人権教育の推進	22

I 「連合の教育」の基本方針

1 社会における教育の機能

「人づくり・地域づくり・未来づくり」

～ 人づくりによる地域と未来の創生 ～

2 未来を展望した教育

- 子どもが地域に愛着を持つことのできる教育の推進
- 学校と地域のパートナーシップによる「地方創生の実現」
- 少子化・人口減少社会に対応した活力ある教育活動の展開
- 変化の激しい社会に対応すべく「不易と流行」による教育の展開
- ニューノーマルにおける「新たな学び」への転換

3 広域連合による教育への期待

＝特性を活かした“ならでは”の教育の推進＝

＜広域連合の特性・相楽東部の特性・各校の特性＞

- (1) 各校のよさの共有、相互支援、切磋琢磨による学校の活性化
- (2) 学校間の連携強化による児童生徒の学習意欲の向上
- (3) 地域の特性、住民のニーズを踏まえた学習機会や場の提供と学習環境の充実
- (4) 生涯学習社会の実現に向けた地域住民の活発な交流とつながり

II 「連合の教育」の基本理念

1 目指す人間像

- めまぐるしく変化していく社会において、変化を前向きにとらえて主体的に行動し、よりよい社会と幸福な人生を創り出せる人
- 他人を思いやり、積極的に自然、人、社会とつながりながら、ふるさとを大事にし、次代の相楽東部を支える人

2 児童生徒にはぐくみたい力

【主体的に学び考える力】

- ・自分の力で考え、主体的に行動する力

【多様な人とつながる力】

- ・多様な人とつながり支え合いながら、共生できる力

【新たな価値を生み出す力】

- ・新たな価値を生み出し、自分らしく生きる力

3 教育に関わるすべての人が大切にしたい思い

子どもたち一人一人に

- ・『包み込まれているという感覚』を実感させること
- ・『自己肯定感』をはぐくむこと

Ⅲ 「連合の教育」の施策推進の視点

1 小規模校の特性を活かした“相楽東部ならでは”の教育

少人数教育の充実を図るべく、管内学校間の多様な交流や合同学習を組織的・計画的に推進するなど、小規模校の特性を活かした教育活動を展開する。

2 誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限に伸ばす教育

子どもたち一人一人に寄り添い、誰一人取り残すことのない教育を進めることにより、すべての子どもの可能性を最大限に引き出し、個性や能力を一層伸ばす。

3 学校・家庭・地域がそれぞれの強みを活かしてつながる教育

すべての子どもが『包み込まれているという感覚』を実感し、『自己肯定感』をはぐくむことができるよう、学校、家庭、地域がコミュニティとしてそれぞれの役割と責任と強みを活かし、社会総がかりで取り組む。

4 幼児期から生涯にわたって切れ目なく学ぶことのできる教育

3つの『はぐくみたい力』をバランスよく育成するため、校種等を越えたつながりや円滑な接続により、幼児期から生涯にわたって連続性のある教育を進める。

5 新たな課題や社会状況の変化に適切に対応する教育

- With コロナに適切に対応した学校教育の推進、社会教育の展開
 - ・感染予防対策と“連合ならでは”の教育活動
- ICT教育の一層の充実
 - ・個別最適な学び、協働的な学びの充実に向けたICTの利活用
- 『社会に開かれた教育課程』の実現
 - ・地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進の強化
- 子どもの貧困対策
 - ・経済的に困難な環境にある子どもへの“学びと生活”の支援
- キャリア形成と自己実現
 - ・新たな学習への意欲を高め、将来の生き方を考える活動の展開
- ニューノーマルにおける「新たな学び」に向けて
 - ・データ駆動型の教育への転換と学びのデータの活用

IV 「連合の教育」の年度別目標

平成

- 21年度 1年目…継続を基本とした基盤づくり
22年度 2年目…調整と改善、共有
23年度 3年目…軌道に乗せて
24年度 4年目…軌道修正による安定走行
25年度 5年目…活性化に向けて ～展望！つながり！挑戦！～
26年度 6年目…『不易と流行』を見極めた教育の展開
～“れんけい”による相互支援と切磋琢磨～
27年度 7年目…“連合だからできる、連合ならではの”の教育の推進
28年度 8年目…実を結ぶ“連合ならではの”の教育
29年度 9年目…教育課題へのアクティブ・アプローチ
30年度 10年目…連合の、連合による、連合のための人づくり

令和

- 元年度 11年目…連合の、連合による、連合のための人づくり
2年度 12年目…連合の、連合による、連合のための人づくり
3年度 13年目…Withコロナの中でも“連合ならではの”の人づくり
4年度 14年目…Withコロナに適切に対応した“連合”の人づくり

V 広域連合の教員に求められる5つの力

- ① 気づく力 … 児童生徒の小さな変化にも気づく力
- ② 伸ばす力 … 児童生徒の個性や能力、主体性を伸ばす力
- ③ 展望する力 … 足元を見つめ、周りを見渡し、先々を見通す力
- ④ つながる力 … 児童生徒、他の教職員、保護者、地域とつながる力
- ⑤ 挑戦する力 … ものごとの改善に向かい、新たな課題に挑戦する力

VI 推進方策と取り組むべき項目

<推進方策1>

豊かな学びの創造と確かな学力の育成

- (1) 基礎・基本の確実な定着
- (2) 活用力・対応力の育成
- (3) 学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学び
- (4) 京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成

<推進方策2>

豊かな人間性の育成と多様性の尊重

- (5) 人権教育の推進
- (6) 豊かな心をはぐくむ道德教育と読書活動
- (7) 自立と社会参加に向けた特別支援教育
- (8) 人格形成の基礎を培う幼児教育
- (9) いじめや暴力行為の防止対策の充実
- (10) 不登校児童生徒に対する学びの保障

<推進方策3>

健やかな身体の育成

- (11) 学校や地域におけるスポーツの機会の充実
- (12) 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応
- (13) 次世代アスリートの発掘・支援と競技力の向上

<推進方策4>

学びを支える教育環境の整備

- (14) 安心・安全を守る学校危機管理
- (15) 多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築
- (16) 優れた教員の確保と資質能力の向上
- (17) 教職員がいきいきと子どもに向き合える環境づくり

<推進方策5>

学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進

- (18) 家庭の教育力の向上
- (19) 地域の教育力の向上と地域とともにある学校づくり
- (20) 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育
- (21) 生涯学習の振興と社会教育施設の機能充実

<推進方策6>

文化振興と文化財の保存・継承・活用

- (22) 郷土の伝統文化を守り、新たな文化を創造する感性の育成
- (23) 文化芸術に親しむ環境づくり
- (24) 郷土の文化財の保存・継承・活用

<推進方策7>

魅力ある学校づくりの推進

- (25) 特性を活かした“ならでは”の魅力ある学校づくり
- (26) 学校間（小小、中中、小中等）連携の充実

学校教育の重点

1 学校教育の3本柱

- (1) “相楽東部だからできる” “相楽東部ならではの” の教育の一層の推進
 - 広域連合のよさ、小規模校の特性を活かした魅力ある教育活動の展開
 - 我がふるさとを愛し、我がふるさとを誇りに思う児童生徒の育成
 - 学校運営協議会、地域学校協働活動の活性化による『地域とともにある学校』づくり
- (2) 確かな学力の育成
 - 知識・技能、思考力、表現力、学びに向かう力等の一体的な育成
 - 基礎・基本の確実な定着、活用力・対応力の育成、学ぶ意義や楽しさの実感
 - 自校の課題と達成目標の共有、組織による実践
- (3) 豊かな人間性の育成
 - 道徳科を要とした道徳教育、人権学習を軸とした人権教育の充実
 - 他人を思いやる心、他者との共生を重んじる心、自己肯定感の育成
 - 生涯にわたって読書に親しむ態度を養うべく読書活動の推進

2 具体的重点事項

- ① With コロナに適切に対応した教育活動の展開
 - 感染予防対策の徹底と人権上の配慮
 - 3密の回避を踏まえた創意ある“連合ならではの”教育活動
- ② 一人一人が包み込まれ、みんなでつながる学校づくり
 - いじめの未然防止と不登校児童生徒への組織的・計画的な支援
 - スクールカウンセラーと連携した教育相談、生徒指導の充実
- ③ 児童生徒の体力の向上と健やかなからだづくり
 - 「スポーツごころ」の醸成、運動能力・競技力の向上と部活動の充実
 - 薬物乱用防止など多様化、深刻化する健康課題への組織的な対応
- ④ 自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実
 - 障がいのある子どもたちの教育的ニーズを踏まえた学びの充実
 - 各校特別支援学級の充実、広域連合通級指導教室の適切な運営
- ⑤ 管内学校間連携強化による相互支援と切磋琢磨
 - 交流（合同）学習における小小・中中連携、教科指導に係る小中連携
 - 小中の確かなつながり、教職員間における積極的な交流と相互支援
- ⑥ 目標に向かって挑戦し続け、外とつながる活気のある学校づくり
 - 児童生徒の個性や能力、主体性を伸ばし、対外的にも活躍する学校
 - 相楽東部広域連合教育委員会研究指定校における研究発表会
- ⑦ いのちを守るべく、安心・安全な学校づくり
 - 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）の育成
 - 災害時や感染症等の非常時でも児童生徒の学びを止めない取組の推進

推進方策 1 豊かな学びの創造と確かな学力の育成

(1) 基礎・基本の確実な定着

- ①校長のリーダーシップのもとに自校の課題と達成目標を全教職員で共有し、組織が一体となって確かな学力をはぐくむ取組の推進
- ②少人数による教育のよさを活かした学習支援、交流学习・合同学習や小中連携授業の実施など、基礎・基本の確実な定着を図る取組の推進
- ③「全国学力・学習状況調査」、「京都府学力診断テスト」、管内統一の学力診断テストなどを活用した一人一人の学力の状況に応じた指導の充実及び授業改善
- ④児童生徒の学力の伸びや非認知能力の変容の把握等を可能にする「次世代型学力・学習状況調査」への対応
- ⑤児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりの推進
- ⑥小学校英語科指導の充実、A L Tの効果的活用や小中連携等による小・中学校英語教育の一層の充実
- ⑦基礎・基本の定着を図るべく個別補充学習、家庭と連携した学習習慣の定着に向けた取組の充実
- ⑧「知識・技能」「思考力・表現力・判断力等」「学びに向かう力・人間性等」のバランスのよい育成

(2) 活用力・対応力の育成

- ⑨思考力・表現力・判断力などの育成を図るべく、各教科等の特質に応じた言語活動のさらなる充実と『読み取る力』（基礎的読解力）の育成
- ⑩コミュニケーション能力や課題解決能力、自尊心、粘り強さなどの非認知能力の育成
- ⑪I C Tを効果的・効率的に活用する学習活動を通じた、児童生徒の情報活用能力の育成
- ⑫プログラミング体験を通して論理的思考力を高めるプログラミング教育の充実

(3) 学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学び

- ⑬新しい知識や技能の獲得への好奇心や意欲を高めるべく課題解決型学習や図書館等を活用した探究型学習の推進

- ⑭児童生徒の学習意欲を高めるべく、1人1台端末の活用やオンラインによる双方向型授業など、多様な学習形態や学習機会の創出
- ⑮オンライン学習と対面指導のハイブリッド化、個別最適な学びや協働的な学びなど、児童生徒の多様な学びの保障
- ⑯デジタル教材や音声教材などの活用による多様な学びへの支援

(4) 京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成

- ⑰グローバル化に対応すべく、英語教育、ALTの活用、交流体験などによる異文化を理解・尊重する資質やコミュニケーション能力の育成及び校種間連携の促進
- ⑱積極的に外国人と触れ合う機会を設け、多様な価値観や文化的な背景の理解を深める取組の推進
- ⑲地域を知り、地域への愛着を深めるべく、京都、相楽東部の自然や歴史・文化遺産を活用した郷土学習（ふるさと学習）の充実

推進方策 2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重

(5) 人権教育の推進

- ①「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」等差別のない社会の実現を目指す法律を踏まえた人権学習の充実
- ②社会情勢の急激な変化に伴い多様化・複雑化する人権問題の解決に向けて、主体的に行動する力を養う人権学習の充実
- ③新型コロナウイルス感染者、医療従事者及びその家族、濃厚接触者、ワクチン未接種者などに対する差別や偏見、誹謗中傷等、新たな人権問題への適切な対応
- ④人権教育を推進していくための、教職員等の認識の深化及び人権教育に関する実践力・指導力の向上を図る人権研修の充実
- ⑤京都府及び広域連合の『人権教育に関する教職員の意識調査』の結果を踏まえた日常的・系統的かつ効果的な研修の充実
- ⑥様々な人権問題を自分自身の問題として捉え、人権問題の解決に向けて取り組む人や被差別の当事者から学ぶ機会を取り入れた『教職員研修』の推進

- ⑦人権教育推進の担い手としての自覚のもと、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法の継承と活用を図る人権教育の推進

(6) 豊かな心をはぐくむ道德教育と読書活動

- ⑧全教職員で推進すべく道德教育の推進体制、全体計画と別葉、「特別の教科 道德」年間指導計画の充実
- ⑨他人を思いやる心、多様な他者を尊重し共生を重んじる心などをはぐくみ、自己肯定感を高めるべく道德教育の展開
- ⑩「京の子ども 明日へのとびら」をはじめとする児童生徒の心に響く教材を活用した道德教育の推進
- ⑪授業の中に問題解決的な学習、体験的な学習を積極的に取り入れた『考える道德』、『議論する道德』の積極的推進
- ⑫校長、教頭、教務主任、養護教諭等の『担任外による道德授業』の実施
- ⑬京都府及び相楽東部広域連合「子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」を踏まえ、家庭、学校、関係機関や団体が一体となって生涯にわたって読書に親しむ態度を養うべく読書活動の推進
- ⑭図書室の環境充実、配置された図書館司書の有効活用による読書活動の充実

(7) 自立と社会参加に向けた特別支援教育

- ⑮共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムを構築すべく特別支援教育の推進
- ⑯障がいのある子どもたちの教育的ニーズを踏まえた適切な支援と学びの充実
- ⑰特別支援学級の充実、特別支援教育支援員の配置、保・小・中連携による教育的支援の充実などを図る取組の推進
- ⑱相楽東部広域連合通級指導教室の適切な運営と巡回指導の積極的活用等「通級による指導」の一層の充実
- ⑲ICTを活用した学び、デジタル教材や電子黒板を活用する指導など授業のユニバーサルデザイン化の積極的推進

(8) 人格形成の基盤を培う幼児教育

- ⑳幼児教育アドバイザーの活用などによる、幼児教育から小学校教育への円滑な接続のためのカリキュラムの充実

②保育士と小学校教員との相互交流や研修会の開催、幼児と児童の効果的な交流の促進

(9) いじめや暴力行為の防止対策の充実

②「いじめ防止基本方針」に基づく、いじめや暴力行為の未然防止・早期発見・早期対応

③生徒指導の機能（自己存在感、共感的理解、自己決定の場）を活かした教育活動の展開

④道徳教育や人権教育の充実による「自他を大切にし、人を思いやる心」をはぐくむ取組の推進

⑤児童生徒の小さな変化にも敏感に対応すべく教職員個々の「気づく力」、組織として「気づける力」の向上とその発揮

⑥暴力行為等の防止に向けた、関係機関との連携による非行防止教室の効果的な開催及びインターネット上のいじめに対応すべく情報モラル教育の充実

(10) 不登校児童生徒に対する学びの保障

⑦児童生徒にとって“魅力ある”学校づくり、お互いに認め合い高め合う『仲間づくり』を核とした学級経営の推進

⑧児童生徒一人一人に他者との共生を重んじる心をはぐくみ、「包み込まれているという感覚」を実感させ、自己肯定感を高める教育活動の展開

⑨スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」、「心の居場所サポーター」の効果的な活用と密接な連携による教育相談及び生徒指導の充実

⑩不登校児童生徒の社会的自立に向けた組織的・計画的な支援の充実

⑪ICTを活用した個別学習やリモート学習など個々の不登校児童生徒の状況に応じたきめ細かい指導の充実

推進方策 3 健やかな身体の育成

(11) 学校や地域におけるスポーツの機会の充実

①発達段階に応じた体力・運動能力の課題解決に向けた「体力向上推進プロジェクト」の取組推進と小学校における「運動遊びガイドブック」や「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用の推進

- ②生涯にわたって運動やスポーツ活動に親しむ習慣づくりとそのための環境づくり
- ③持続可能な運動部活動体制づくりと「運動部活動指導ハンドブック（改訂版）」や外部指導者の活用、地域スポーツクラブとの連携による運動部活動の充実
- ④体育的行事や運動部活動の充実、小中連携による指導体制の強化、各種大会や地域スポーツクラブへの積極的参加などによる競技力の向上
- ⑤体育・スポーツ活動における事故防止に向けた、適切な指導計画の立案及び教職員等の指導力の向上

(12) 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応

- ⑥新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症に対する予防法を身に付ける学習の推進
- ⑦「新しい生活様式」を踏まえて児童生徒の健康に対する意識を高め、心と体のバランスに配慮した心身の健康の保持増進を図るべく取組の推進
- ⑧薬物乱用防止教育、「生命（いのち）のがん教育」をはじめ、多様化・深刻化する健康課題に対応する組織的体制及び取組の充実
- ⑨食に関する指導計画に基づく教科横断的な指導の充実と学校給食を通じた地域の食文化等の理解を図る食育の推進

(13) 次世代アスリートの発掘・支援と競技力の向上

- ⑩児童生徒に「スポーツの力」を実感させ、豊かな「スポーツごころ」をはぐくむ取組の推進
- ⑪支援体制の充実によるアスリートの育成と競技力の向上

推進方策 4 学びを支える教育環境の整備

(14) 安心・安全を守る学校危機管理

- ①災害時や感染症等の非常時においても、ICTの活用による『児童生徒の学びを止めない』取組の推進
- ②自らの命を守るべく、危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の計画的な実施

- ③各地域・学校の実態に応じた「危険等発生時対処要領」の整備と検証
- ④学校、家庭、地域、警察等、地域社会全体で連携・協働して取り組む児童生徒の登下校時の安全確保
- ⑤「相楽東部広域連合通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携した通学路の安全確保の推進
- ⑥ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、安心・安全に学習できる教育環境づくりの推進

(15) 多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築

- ⑦就・修学等を支援するための援護制度の周知・徹底や「まなび・生活アドバイザー」と連携した経済的に困難な状況に置かれている児童生徒への“学びと生活”の支援
- ⑧子どもの状況把握に基づく教育相談や家庭支援の充実、福祉機関との調整
- ⑨子どもの発達段階に応じたつまずき等を克服する学習支援の充実
- ⑩日本語指導が必要な児童生徒が安心して学べるよう、支援員の配置をはじめとする指導体制の充実

(16) 優れた教員の確保と資質能力の向上

- ⑪教職員による『京都府教員等の資質能力の向上に関する指標』の積極的活用
- ⑫体罰やハラスメント等の根絶に向けた教職員の意識改革と研修の工夫改善
- ⑬ICT教育、学びのデータ活用、小学校教科担任制をはじめ「新しい時代の学校教育」の実現に向けた研究の推進と人材育成、WEBを活用した研修の充実
- ⑭相楽東部広域連合教育委員会における研究指定校事業の有効活用

(17) 教職員がいきいきと子どもに向き合える環境づくり

- ⑮『相楽東部広域連合立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針』に定める段階的目標（Ⅱ期…令和3、4年度）の達成に向けた取組の推進
- ⑯教職員相互の連携・協働を進める方法の工夫や業務改善をはじめとする働き方改革の推進
- ⑰専門スタッフや外部人材の活用等により、教職員が余裕をもって児童生徒と向き合い、自らの資質・能力の向上に取り組める環境づくりの促進

(18) 家庭の教育力の向上

- ①子どもの健全育成に向けた学校・家庭・地域社会・関係諸機関とのネットワークの充実
- ②子どもの生活習慣の確立や豊かな心の育成のための保護者支援や学習活動への積極的な協力
- ③子育ての悩みや不安を抱く保護者が孤立せず身近な場で交流や相談ができるネットワークづくりの推進
- ④児童虐待の早期発見・早期対応のための校内相談体制の整備、関係諸機関との連携強化及び児童虐待防止に向けた啓発活動の推進
- ⑤薬物乱用防止やネットトラブル等に関する学習資料を活用した保護者等の研修の実施及び保護者同士のネットワークづくりの推進

- ⑥ICT教育をはじめとする『新しい学習方法』を保護者が体験する研修機会の提供

(19) 地域の教育力の向上と地域とともにある学校づくり

- ⑦地域社会全体で子どもの学びや育ちを支える「地域学校協働活動」の一層の充実
- ⑧地域に開かれた魅力ある学校づくりを着実に進めるべく、保護者や地域住民の参加によるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実・発展
- ⑨かさぎ・まなび塾（笠置町）、あそび塾（和束町）や“Ya!まなびClub”（南山城村）など地域の特色を活かした「京のまなび教室」の充実
- ⑩地域住民の多様な生涯学習の成果を発揮できる機会の提供をはじめとする地域の教育力の向上に向けた取組の推進
- ⑪児童生徒が地域への愛着を深め、地域のために考え行動する意欲を身に付けるための取組（ふるさと教育）の充実
- ⑫「自分たちの住む地域のために自分たちにできること」を実践すべく、児童生徒が主体となった『学校の地域貢献』のさらなる推進
- ⑬家庭や地域に開かれた学校づくりを一層進めるべく、「土曜教育」の推進

(20) 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育

- ⑭様々な学びの機会を通して、他者の尊重と共生、社会貢献、公共の精神、規範意識など社会に参画するための基盤となる力の醸成
- ⑮ボランティア活動や地域に根ざした活動、地域と一体となった活動などを通じた社会に貢献する心やリーダーシップの育成
- ⑯キャリア・パスポートの活用などを通して、望ましい職業観や勤労観を身に付け、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度の育成を目指すキャリア教育の充実
- ⑰主権者教育、消費者教育、環境教育などを通して、自ら判断し行動できる資質や能力の育成
- ⑱SDGsの開発目標を教育課程に反映させ、子どもが自らのこととして課題を整理して、主体的に解決を目指す実践的な活動の推進

(21) 生涯学習の振興と社会教育施設の機能充実

- ⑲子どもたちや地域住民の体験活動・学習活動を充実させるための3町村図書室、郷土資料館及び町村（広域連合）立の社会教育、生涯学習関連施設等との積極的な連携強化
- ⑳3町村図書室におけるさらなる環境の整備、図書館機能を活かした学習機会や効果的な図書館サービスの提供

推進方策 6 文化振興と文化財の保存・継承・活用

(22) 郷土の伝統文化を守り、新たな文化を創造する感性の育成

- ①郷土に対する理解を深め、郷土への誇りを高めるべく、地域の自然や歴史、文化、伝統行事、伝統産業などに関する学習の促進
- ②お茶学習、地域との交流をはじめとする『ふるさと学習』の充実により、我がふるさとを愛し、我がふるさとを誇りに思う児童生徒の育成

(23) 文化芸術に親しむ環境づくり

- ③「豊かな学び・文化体験活動」や管内の伝統文化事業、校内芸術鑑賞会などを活用した京都や地域の伝統文化、芸術文化活動の充実
- ④ものづくり体験活動や自然・文化体験活動などの充実

- ⑤優れた文化芸術に接する機会を増やすなど、児童生徒の豊かな感性や創造性を伸ばす取組の推進

(24) 郷土の文化財の保存・継承・活用

- ⑥文化財の広域連合指定を一層推進するなど、地域全体で文化財を保護する体制の強化
- ⑦文化財を後世に継承すべく、地域の文化財を活用した課題解決型の学習を実施するなど、学校教育と社会教育が連携して文化財の普及啓発を図る取組の推進

推進方策 7 魅力ある学校づくりの推進

(25) 特性を活かした“ならでは”の魅力ある学校づくり

- ①地域の自然や人材、組織、機関等を活かした教育活動の推進
- ②地域の実態に応じた教育システムの構築、“相楽東部（広域連合）だからできる”“相楽東部（広域連合）ならでは”の学校づくり
- ③小規模校及び複式学級校の特性を活かした教育活動の一層の推進
- ④特色ある学校づくり、子どもや保護者にとって“魅力ある”学校づくりを進めるべく、『我が校の自慢』とする教育活動の一層の推進

(26) 学校間（小小、中中、小中等）連携の充実

- ⑤交流学习や合同学習の充実、学校行事の共催など管内学校間連携の一層の推進（小小・中中連携）
- ⑥コロナ禍の中でもICTを活用したリモート学習を効果的に活用するなど、管内学校間の“つながり学習”の一層の充実
- ⑦各中学校区におけるふるさと学習、連携授業、出前講座、クラブ指導、情報交換など小・中一貫教育を念頭に入れた“連携”の一層の推進

社会教育の推進

社会がどのように変化しても、多様な人とのつながりを保ちながら持続可能な社会を目指し、いつでも・どこでも・誰もが、自己実現に向けて、多様な方法で生涯にわたって主体的に学び続け、学習成果を適切に活かすことのできる「生涯学習社会の実現」に向けた取組を推進する。

- ◎ 学びの場・活動の場の充実に向けた支援
- ◎ 地域住民のニーズや現代社会に対応した事業の展開
- ◎ 各町村における文化・スポーツ活動の活性化
- ◎ 連合のよさを活かした3町村間の活発な交流と相互支援
- ◎ 社会教育関係団体における主体的活動の促進
- ◎ 学校、家庭、地域社会の連携・協働による子どもの育成と支援
- ◎ With コロナに適切に対応した“連合ならではの”の事業の推進

- 1 乳幼児・青少年教育、成人教育や高齢者教育など生涯の各時期に応じた学習機会の充実
- 2 地域の特性を活かした文化活動の充実・発展、各種文化サークルの活動促進
- 3 地域住民のライフステージやライフスタイルに応じた生涯スポーツの推進
- 4 家庭の教育力、地域の教育力の向上及びコミュニティ・スクールと一体となった『地域学校協働活動』の充実
- 5 社会問題や現代的課題に対応すべく、学校・家庭・地域が連携・協働した子どもを支援する取組の推進
- 6 学校・家庭・地域社会や関係諸機関、各種団体などと連携・協働した総合的な人権教育の充実

令和4年度の努力点

急激な社会の変化による人口減少や人間関係の希薄化など、地域の様々な課題を解決するためには、地域住民の主体的な参画のもと、人がつながり、お互いに認め合う関係が生まれる地域づくりを進めることが欠かせない。

よって、生涯学習社会の実現に向け、本年度は、学びや活動を通じた『人がつながる地域づくり』の推進、人と人とのつながりや絆を強める生き活きとした地域コミュニティの形成、学びの成果を地域の活動に活かす“学びの場”の充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 地域住民のニーズや現代社会に対応した事業と学習活動を充実させる。
- (2) 社会教育委員会議における意見や助言を踏まえつつ生涯学習の振興を図る。
- (3) 地域の特性を活かした文化活動、サークル活動の充実・発展に努める。
- (4) 生涯にわたってスポーツに親しむ「生涯スポーツ社会」の実現を目指す。
- (5) 生涯学習における指導者の養成と確保に努める。
- (6) 社会教育関係団体等における主体的活動の促進を図る。
- (7) 社会教育施設等の機能を充実させ、それらの効果的な活用を図る。
- (8) コロナウイルス感染防止徹底のもとに“連合ならでは”の事業を推進する。

2 家庭の教育力の向上

- (1) 子育てに関する各種講座を充実させ、保護者の学習活動を支援する。
- (2) 家庭の教育力を高めるため、子育てに係る情報発信や教育相談活動に努める。
- (3) 保護者同士の交流、地域の人との関わりを軸に、サポート体制の強化に努める。
- (4) 親子読書や読み聞かせなど家庭における読書活動を推進する。

3 地域の教育力の向上

- (1) 家庭、学校との連携・協働を強化し、社会総がかりで子どもをはぐくむ。
- (2) 学びと活動を通じた「人がつながる地域づくり」を進める。
- (3) 地域の文化や歴史に触れて、地域間交流を深め、ふるさとを愛する心を養う。
- (4) 各学習活動における学びの成果を活かす場や機会を提供する。

4 子どもへの支援の充実

- (1) 社会問題化している児童生徒数の激減に伴う環境の変化、人間関係の希薄化、子どもの貧困などへの対応を図る。
- (2) 学校・家庭・地域が連携・協働して次代を担う子どもを支援する。
- (3) 地域全体で子どもを見守る取組を推進する。

5 人権教育の推進

- (1) 人権尊重の理念や同和問題(部落差別)をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と認識を深める。
- (2) 差別のない社会の実現を目指した法律を踏まえ、人権学習の一層の充実を図る。
- (3) 社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する人権問題への積極的な対応を図る。
- (4) 人権は自分自身の課題であるという認識を深め、身近な人権問題の解決に向けて、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。
- (5) 個性や価値観の違いを認め合える共生社会の実現を目指す取組を推進する。
- (6) 学校・家庭・地域社会や関係機関、団体等と連携・協働し、総合的に取り組む。

生涯学習の振興

【目標】 地域住民が心豊かで充実した生活を営むためには、いつでも・どこでも・誰もが多様な方法で生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会を実現することが大切である。

また、人とつながる、地域とつながるなど、いわゆる「つながる力」を生涯学習推進のキーワードと捉え、“生涯を通して学び続けることができる学習環境の実現”に向け、学びのネットワークをつくることも大切である。

そのため、社会教育と学校教育の連携のもと、地域の特性を活かした多様な学習機会の提供や、現代的課題に関する学習活動の推進に向けた指導者の資質向上、文化・スポーツ活動に親しむ環境の充実に努める。

また、地域住民の生涯にわたる学習機会の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担う社会教育関係団体に対しては、その活性化を図るべく、主体的な活動ができるよう、求めに応じて指導と助言を行うなど、連携・協力を努める。

【具体的対応】

- (1) 乳幼児・青少年教育、成人教育事業、高齢者いきいき事業など生涯の各時期に応じた学習機会の充実
- (2) 少子化、子どもの人権（貧困・不登校・虐待等）、環境問題などの現代的課題に係る学習活動を推進すべく、社会教育・生涯学習関係者を対象とした研修の実施
- (3) 多様な生涯学習の成果が学校の教育活動、環境整備に活かされ、自らの生きがいづくりや自己実現につながる場・機会の充実
- (4) 多様な学習ニーズに対応するため、他の行政機関、大学、企業、社会教育関係団体、NPOなどと連携した生涯学習の推進
- (5) 子ども、保護者、地域の人々が共に学び合う「土曜教育」の推進
- (6) 青少年育成委員会、文化・体育協会、サークル連絡会など生涯学習の充実に重要な役割を担う社会教育関係団体の主体的活動に対する適切な指導・助言と情報提供
- (7) 各図書館の施設整備及びニーズに応じた図書館活動の充実、電子書籍の整備を図る府立図書館等との連携による利用者の拡大
- (8) 広報紙やHP、防災無線などを活用した地域住民への情報提供と相談体制の充実
- (9) 3町村の歴史と伝統文化についての理解を一層深め、次世代への継承と地域文化の創造に向けた取組の推進
- (10) 3町村における文化財や自然環境の保護・愛護、調査活動、資料収集等の充実及び文化財の積極的な活用と次世代へ引き継ぐための普及啓発
- (11) 文化財の公開、専門家による出前講座や体験学習など、地域や関係機関と連携した郷土の歴史や文化を学ぶ取組の推進
- (12) 芸術の鑑賞や創作活動など、地域における多様な文化活動の支援、その成果を発表する機会の提供
- (13) 各種文化サークルの活動促進にかかる支援
- (14) 地域の実情、住民のライフステージやライフスタイルに応じた生涯スポーツの推進
- (15) スポーツ推進委員などスポーツ指導者による地域コミュニティの活性化
- (16) 障がいのある人の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けた条件整備

家庭の教育力の向上

【目標】 家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣の確立や他人を思いやる心、生命を大切にし人権を尊重する心などの豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。また、子どもが「主体的に学び考える力」・「多様な人とつながる力」・「新たな価値を生み出す力」をはぐくみ、発揮していくためには、子どもたち自身が見守られ、信頼され、期待されているなどの「包み込まれているという感覚」を実感できることが大切であり、家庭はその基礎を築く場としても重要である。

こうした役割をもつ家庭の教育力を高めるため、学校、地域社会及び関係諸機関・団体などと連携・協働しながら、保護者に対する学習・交流機会の充実やサポート体制の充実、ネットワークづくりを図る取組を推進する。

【具体的対応】

- (1) 子育て・親育ちに関する講座など、豊かな人間性（生命尊重、思いやり、他者の尊重と共生など）や自己肯定感をはぐくむ家庭の教育力を高めるための学習・交流機会の充実
- (2) 地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成
- (3) 家庭教育支援に向けた、関係機関のネットワークづくり
- (4) 親子で参加する『食育講座』など、食生活や食習慣の大切さを学ぶ機会の充実
- (5) 電話教育相談、メール教育相談、来所・巡回教育相談など京都府教育相談事業の積極的活用
- (6) 「子どもの成長・発達」や「食」、「読書」をテーマにした家庭教育資料を積極的に活用するなど、家庭教育を支援する取組の推進
- (7) 親同士のつながりを促進する「親のための応援塾」「ほっとサロン」の支援や学習資料の提供など身近な場での交流や学習機会の充実とネットワークづくり
- (8) 家庭教育支援関係者の資質向上と連携協力体制の構築を図るべく研修機会の設定
- (9) 核家族、共働き家庭、ひとり親家庭など保護者の実情に応じた子育て支援活動の充実
- (10) 親子ふれあい事業、親子交流会など、子どもが「包み込まれているという感覚」を実感できるような機会の提供
- (11) 父親のための子育て講座をはじめ父親の育児参加、家庭教育参加を促す具体的取組の推進
- (12) P T A活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援
- (13) P T Aとの連携を図り、いじめ・薬物乱用・ネットトラブルなどの現代的課題やICTの活用について体験・学習・交流する場を作るなど、保護者同士のネットワークづくりの推進
- (14) 子育てに対する悩みや不安に対応すべく、関係町村、保育園（所）、関係諸機関等の参画による、地域ぐるみで子育て家庭を見守り、支援する体制の構築

地域の教育力の向上

【目標】 地域社会は、地域の人々が互いに思いやり、助け合いながら、つながりを持つ場であるとともに、子どもにとっては身近な人々から温かくて厳しい愛情や信頼、期待などに「包み込まれているという感覚」をはぐくみ、自身の自立に向けての力を蓄える大切な場でもある。

そのため、大人自身が学び・知ることを楽しみ、その成果を地域社会に還元するなど地域の教育力を高め、地域の課題を解決するとともに、地域の絆を強め、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを推進していくよう努める。

また、そうした活動を、学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ取組（地域学校協働活動）にも活かせるよう支援していく。

さらに、社会総がかりで「地域のよさを知り、我がふるさとを愛し、我がふるさとを誇りに思う」子どもを育てていく。

【具体的対応】

- (1) 地域の人々の絆、つながりを強め、地域づくり・まちづくりを進めるための取組
- (2) 地域全体で子どもたちの学びや育ちを支えるとともに、子どもを包み込む持続可能な地域づくりを目指した地域学校協働活動の充実
- (3) 地域学校協働活動の充実を図るべく、地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターの資質・能力の向上
- (4) いじめや非行、薬物乱用等の防止に向けた取組の強化、インターネットにおけるトラブルや犯罪に巻き込まれないためのスキル等の育成など、社会総がかりで健全な子どもをはぐくむべく関係諸機関・団体等とのネットワークの強化
- (5) 地域のつながりや人的資源を活かした自然、伝統、文化、スポーツなどの地域の特色や子どもの発達段階を踏まえた体験活動の充実
- (6) 子どもが、様々な人々との交流を通して、協調し合うことや人の役に立つことの大切さを実感できるボランティア活動等の充実
- (7) 地域の特色を活かした体験活動や学習活動を行うなど、子どもの居場所づくりを支援する「京のまなび教室」（かさぎ・まなび塾【笠置町】、あそび塾【和束町】、“Ya！まなびClub”【南山城村】）の充実
- (8) 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に参加できるような地域の中での体験活動や学習活動の充実
- (9) 地域の課題の解決に向けた子育てサポーターやボランティアの養成
- (10) 子どもの健全育成に向けて幅広い地域の関係者が参画するネットワークを充実させることにより、地域社会全体で子どもを包み込みはぐくむ環境づくりの推進
- (11) 地域学校協働活動への高校生の参加を進めるなど、郷土に誇りと愛情を持つ次代の地域づくりの担い手の育成
- (12) 地域課題の解決に取り組む地域の住民や団体を支援し、魅力ある地域づくりや地域で子どもを育てる環境づくりの推進

子どもへの支援の充実

【目標】 震災や大雨による災害、いじめによる子どもの不登校や自殺、登下校中の交通事故、虐待死、感染症の拡大など、子どもの命に関わる大きな災害や事件・事故等が発生するとともに、子どもの貧困や人口減少など様々な事象が社会問題化していることを踏まえ、これからの時代に求められる資質・能力を子どもたちに身に付けさせるために、学校、家庭、地域社会が連携・協働して、子どもを支援する取組を推進する。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）」を踏まえた取組の充実に努める。

【具体的対応】

- (1) 自然災害や事件・事故、感染症などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない取組への支援
- (2) 学校・家庭・地域社会の連携・協働のもと、経済的に困難な状況に置かれている子どもの“学びと生活”を支援する取組の推進
- (3) 学校と地域社会、関係機関等が連携した、気になる児童生徒の家庭状況の把握と改善への取組の促進
- (4) 地域住民による声かけ・あいさつ・見守り運動を実施するなど、地域全体で子どもを見守り育てる取組の支援
- (5) 「土曜教育」における子どもの活動に対する保護者や地域住民による支援の充実
- (6) 「京のまなび教室」における豊かな体験活動・学習活動に対する支援の充実
- (7) 障がいのある子どもを含めた児童生徒間交流や世代間交流の推進に係る支援
- (8) 学校図書室と3町村の各図書室との連携、読み聞かせをはじめとする読書ボランティアの支援による子どもの読書活動の充実
- (9) 相楽東部広域連合「子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」に基づいた、家庭・学校・地域が連携・協働し、社会総がかりで取り組む読書の推進
- (10) 青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性、自己肯定感をはぐくむべく、関係機関や学校等と連携・協働した体験活動及びボランティア活動の充実
- (11) 次代を担う中高生がライフデザインを描く力を醸成すべく、家族の大切さ、妊娠や出産、子育てなどに関する学習活動や乳幼児とのふれあい体験活動の支援

人権教育の推進

【目標】 近年の社会状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきており、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けることが求められている。

そのため、人権という普遍的文化の構築を目標とした「京都府人権教育・啓発推進計画」（第2次：改訂版）及び3町村の「人権教育・推進計画」を踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けた取組を推進することとし、生涯にわたりあらゆる機会や場を通じて、人権尊重の理念や、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進に努める。

人権週間のキャッチコピー『「誰か」のこと じゃない』は、今や、人権教育に携わる全ての人々が大事にすべきキーワードである。

【具体的対応】

- (1) 管内各地域における人権に関する学習活動を効果的に推進するための、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関、人権（同和）教育推進協議会などの団体と連携・協働した総合的な取組の促進
- (2) 学校、家庭、地域社会、職場など身近な生活の場における、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の促進と、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できる態度をはぐくむ取組の推進
- (3) 法の下での平等、個人の尊厳といった人権の普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権問題に即した個別的な視点＜同和問題（部落差別）、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ハンセン病・感染症・難病患者等、犯罪被害者等＞からのアプローチを組み合わせ、地域の実情に応じた人権学習の推進
- (4) 地域の実情を踏まえた学習教材の充実、「人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）」「人権学習資料集（社会教育編）」などを活用した学習内容や方法の工夫改善及び参加型学習の積極的な取り入れ
- (5) 個人情報流出、インターネット上の人権侵害など、社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する人権問題の解決に向け、主体的に行動できる力を育成する人権学習の充実
- (6) 「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現を目指す法律を踏まえた人権教育を推進すべく、また、人権に関する新たな課題に対応すべく、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の指導力の向上を図る研修の充実
- (7) 障がいのある人の自立と社会参加の促進や、女性、高齢者などそれぞれの立場の人々の自己実現に向けた学習活動の支援
- (8) 子どもの人権問題（いじめ・不登校・虐待・体罰・貧困）について社会総がかりで取り組むべく、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関・団体などが連携・協働した取組の推進
- (9) 新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別、誹謗中傷を防止するための取組の推進
- (10) 人権月間を中心としたイベントや街頭啓発、啓発パネルの展示等による人権啓発活動の充実
- (11) 人権教育・啓発事業における学習活動を通じた3町村の住民相互交流の促進